

【表紙】

【発行登録番号】	6－関東 1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年 5月15日
【会社名】	株式会社日産フィナンシャルサービス
【英訳名】	NISSAN FINANCIAL SERVICES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 風 間 一 彦
【本店の所在の場所】	千葉県美浜区中瀬二丁目 6 番地 1
【電話番号】	043(388)4102(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部 主管 今 野 勇
【最寄りの連絡場所】	千葉県美浜区中瀬二丁目 6 番地 1
【電話番号】	043(388)4102(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部 主管 今 野 勇
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(2024年 5月23日)から 2 年を経過する日(2026年 5月22日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 200,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行社債】

未定

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定

(2) 【手取金の使途】

割賦購入斡旋実行資金、貸車(リース車両)購入資金、営業貸付金及び経費の支払資金等の運転資金、並びに、これらに係る借入金の返済資金、債権流動化に伴う支払債務の償還資金、コマーシャル・ペーパー償還資金及び社債償還資金等に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第75期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)2023年6月30日に関東財務局長に提出

事業年度 第76期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)2024年7月1日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第77期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)2025年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第76期中(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)2023年12月12日に関東財務局長に提出

事業年度 第77期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)2025年1月6日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第78期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)2026年1月5日までに関東財務局長に提出予定

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日(2024年5月15日)までの間に於いて生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日(2024年5月15日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社日産フィナンシャルサービス 本店
(千葉県美浜区中瀬二丁目6番地1)

第三部 【保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

本発行登録書により募集を予定している社債(以下「本社債」という。)には一切保証は付されておられません。

しかしながら、本社債は、日産自動車株式会社及び当社間の2003年6月24日付けキープウェル・アグリーメントに基づき、本社債権者に対して信用補完が与えられております。従って、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、キープウェル・アグリーメントの原文(英文)及び日本語訳文(和訳文)は以下の通りであります。

KEEPWELL AGREEMENT

This Agreement, made as of June 24, 2003, between Nissan Motor Co., Ltd. (“NISSAN”) and Nissan Financial Services Co., Ltd. (“NFS”).

WITNESSETH:

WHEREAS, NISSAN owns, directly or indirectly, all of the issued and outstanding stock of NFS;

WHEREAS, NFS has incurred, and intends from time to time to incur, with the authorization of its Board of Directors, indebtedness for borrowed money through the issuance of debt obligations and borrowings from financial institutions, and has entered into and intends to enter into certain foreign exchange, swap and other derivative transactions either related to, or entered into independently of, such issuance and borrowings, whereby NFS will incur certain obligations to the counterparties thereto (such debt obligations, borrowings, foreign exchange, swap and derivative obligations shall be collectively referred to as “Debt”); and

WHEREAS, this Agreement constitutes valid and binding obligations of NISSAN and NFS on the terms hereof, and reflects NISSAN’s intention to provide support as described herein to NFS.

NOW, THEREFORE, in consideration of the foregoing and subject to the terms and conditions herein contained, the parties hereto agree as follows:

1. *Stock Ownership of NFS.* At all times during the term of this Agreement, NISSAN shall own and hold, directly or through one or more wholly-owned subsidiaries, the entire legal title to and beneficial interest in all the outstanding shares of stock of NFS having the right to vote for election of the members of the Board of Directors of NFS, and shall not pledge, directly or indirectly, or in any way encumber or otherwise dispose of any such shares of stock of NFS nor permit its subsidiaries to do so.
2. *Maintenance of Net Worth.* At all times during the term of this Agreement, NISSAN agrees that it shall cause NFS to have a consolidated tangible net worth, as determined in accordance with accounting principles generally accepted in Japan and as shown in the most recently available audited financial statements of NFS, of at least JPY 1.
3. *Maintenance of Liquidity.* At all times, while any Debt is outstanding, NISSAN will cause NFS to maintain sufficient liquidity to punctually meet its payment obligations under any such Debt in accordance with its terms, or, where necessary, NISSAN will make available to or arrange for NFS sufficient funds to enable NFS to meet such obligations in full as and when they fall due.
4. *Waiver.* NISSAN hereby waives any failure or delay on the part of NFS in asserting or enforcing any of its rights or in making any claims or demands hereunder.
5. *Not a Guarantee.* This Agreement is not, and nothing herein contained and nothing done pursuant hereto by NISSAN shall be deemed to constitute, a guarantee by NISSAN of the payment of any Debt or other obligation, indebtedness or liability of any kind or character whatsoever of NFS.

6. *Modification, Amendment and Termination.* This Agreement may be modified, amended or terminated only by the written agreement of the parties hereto, with a copy of the contents thereof sent to each rating agency that has issued any rating in accordance with the request by NISSAN or NFS in respect of NFS or any of its Debt (the “Rating Agency”); provided, however, that so long as any Debt shall be outstanding, it shall not be modified, amended or terminated in any manner adverse to the interests of the creditors of such Debt.
7. *Term.* Subject to the provisions of Paragraph 6 hereof, this Agreement may be terminated by either party hereto upon giving to the other party 30 days’ prior written notice, with a copy thereof to each Rating Agency.
8. *Successors.* This Agreement herein set forth shall be mutually binding upon and inure to the mutual benefit of NISSAN and NFS and their respective successors.
9. *Enforceability.* All creditors of Debt incurred or assumed by NFS during the term of this Agreement shall be intended third party beneficiaries of this Agreement; provided that, the third-party beneficiary right of any such creditor shall be limited to (i) the right to demand that NFS enforce NFS’s rights under paragraphs 1, 2, and 3 of this Agreement and (ii) the right to proceed against NISSAN to enforce NFS’s rights under paragraphs 1, 2, and 3 of this Agreement if NFS fails or refuses to take timely action to enforce NFS’s right under this Agreement following demand for such enforcement by such creditor.
10. *Language, Governing Law and Jurisdiction.* This Agreement shall be executed in the English language, and shall be governed by and construed in accordance with the laws of Japan. NISSAN and NFS hereby submit to exclusive jurisdiction of the Tokyo District Court in relation to any legal action or proceedings arising out of this Agreement. NFS hereby expressly waives any objection against its submission to such jurisdiction.

IN WITNESS WHEREOF, the parties hereto have caused this Agreement to be executed and delivered by their respective duly authorized officers as of the day and year first above written.

NISSAN MOTOR CO., LTD.

By: _____
Akira Sato

Title: VP, Finance

NISSAN FINANCIAL SERVICES CO., LTD.

By: _____
Minoru Nakamura

Title: President

[和訳文]

キープウェル契約

本契約は、日産自動車株式会社(以下、「日産」という。)と株式会社日産フィナンシャルサービス(以下、「N F S」という。)との間で、2003年6月24日付けで締結された。

(前文)

日産は、直接的又は間接的に、N F Sの発行済み株式の全部を所有している。

N F Sは、取締役会の承認に基づき、債務証券の発行及び金融機関からの借入れによる金銭債務を負担しており、また今後も随時負担する予定であり、また、かかる発行及び借入れに関連してあるいはこれとは独立に、N F Sがそのカウンターパーティーに債務を負担することとなる外国為替取引、スワップ取引その他のデリバティブ取引を行っており、また今後も行う予定である(かかる債務証券発行による債務、借入れ並びに外国為替取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引による債務を、以下、「本件債務」と総称する。)。

本契約は、その条項に基づき日産及びN F Sの有効かつ拘束力ある債務を構成し、N F Sに対して本契約に規定する支援を提供するという日産の意図を反映している。

本契約の条項に従うことを条件として、本契約当事者は以下の通り合意した。

第1条 (N F Sの株式所有)

本契約の期間中、日産は、直接又は一若しくは複数の全額出資子会社を通じて、N F Sの取締役を選任する権利をもった議決権を有するN F Sの発行済み株式の法的所有権及び実質的所有権の全部を所有するものとし、直接若しくは間接にそのいかなる一部についても質権設定、担保提供、又はその他いかなる方法によっても処分せず、その子会社にもさせないものとする。

第2条 (純資産の維持)

本契約の期間中、日本の一般会計原則に基づき決定され、N F Sの直近の入手可能な監査済み財務諸表に表示される連結有形純資産を少なくとも1円以上、日産はN F Sに保有せしめることに日産は同意する。

第3条 (流動性の維持)

本件債務が存在する限り、日産は、N F Sに本件債務の要項に基づく支払義務を期限に従い履行するため十分な流動性を維持させ、必要な場合には、N F Sが本件債務の期限到来時に支払義務を完全に履行できるよう、N F Sが十分な資金を利用できる様にし又はN F Sがこれを利用できるよう手配を行うものとする。

第4条 (放棄)

N F Sが、本契約に基づくN F Sの権利の主張、執行を行わず又はこれを遅滞し、あるいは本契約に基づく請求を行わず又はこれを遅滞した場合でも、日産はこれによる免責を一切主張しないものとする。

第5条 (非保証)

N F Sの本件債務又はその他いかなる種類若しくは性質の債務の支払いについても、本契約は日産による保証ではなく、本契約のいかなる一部又は本契約に基づく日産のいかなる行為も、日産による保証を構成するとみなしてはならないものとする。

第6条 （修正及び終了）

本契約は、当事者の書面による合意(合意内容の写しを、日産又はN F Sの依頼により、N F S又は本件債務に関して格付を付与している各格付機関(以下、「当該格付機関」という。)に供するものとする)によってのみ修正又は終了することができるものとする。但し、本件債務が残存している限り、本契約は当該債務の債権者の利益を損なういかなる態様でも修正又は終了することはできないものとする。

第7条 （契約期間）

本契約第6条の規定に従うことを条件として、本契約は一方当事者が他方当事者に対して30日前に書面により通知する(写しを各当該格付機関に供するものとする。)ことにより終了することができる。

第8条 （本契約の承継人）

本契約は、日産及びN F S並びにその各承継人について、相互に拘束力を有し、相互の利益のために効力を有するものとする。

第9条 （執行可能性）

本契約の期間中N F Sが負担し又は引受けた本件債務の債権者は、第三者として本契約による利益を享受するものとする。但し、当該債権者の第三受益者としての権利は、(i)本契約第1条、第2条及び第3条に基づきN F Sが日産に対して権利行使するようN F Sに請求する権利、並びに(ii)当該債権者がN F Sに請求したにもかかわらずN F Sが適時に権利行使を行わないかこれを拒絶した場合に、日産に対して本契約第1条、第2条及び第3条に基づく義務を履行するよう訴求する権利に限定されるものとする。

第10条 （契約言語、準拠法及び裁判管轄権）

本契約書は、英語を正文として締結され、日本法に準拠しこれに従って解釈されるものとする。日産及びN F Sは、本契約に関する法的手続につき東京地方裁判所の専属管轄に服するものとし、N F Sは、かかる管轄に対し、本契約書をもって全ての異議を明示的に放棄する。

本契約当事者は上記の通り合意し、適式に授権された各代表者により頭書日付をもって本契約を締結する。

日産自動車株式会社

署名者: _____
佐藤 明
VP財務部

株式会社日産フィナンシャルサービス

署名者: _____
中村 稔
社長

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

(1) 【当該会社が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第124期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)2023年6月30日関東財務局長に提出

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第125期第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)2024年2月13日関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

日産自動車株式会社 本店

(横浜市神奈川区宝町2番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項はありません。